

改正

令和 5 年 3 月16日 条例第11号

矢板市八方ヶ原交流促進センター設置及び管理条例

矢板市八方ヶ原交流促進センター設置及び管理条例（平成15年矢板市条例第 9 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 八方ヶ原の雄大な自然環境の保全に努め、その貴重な資源を適正かつ有効に活用し、都市住民との交流促進を図り、もって地域農林業の振興と地域の活性化に資するため、矢板市八方ヶ原交流促進センター（以下「交流促進センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 交流促進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 八方ヶ原交流促進センター

位置 矢板市下伊佐野991番地 3

（有料設備）

第 3 条 交流促進センターに設置する有料の設備（以下「有料設備」という。）は、シャワー室とする。

（指定管理者による管理）

第 4 条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に交流促進センターの管理を行わせるものとする。

（指定管理者の業務の範囲）

第 5 条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

- （1） 交流促進センターの運営に関する業務
- （2） 交流促進センターの利用の許可及び取消しに関する業務
- （3） 交流促進センターの維持管理に関する業務
- （4） 交流促進センターの清潔の保持その他環境整備に関する業務
- （5） 有料設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、交流促進センターに関する業務

(開館時間及び休館日)

第6条 交流促進センターの開館時間は、次の各号に掲げる期間に応じて、当該各号に掲げる時間とする。

(1) 4月から11月までの期間 午前9時から午後4時まで

(2) 12月から翌年3月までの期間 午前10時から午後3時まで

2 交流促進センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日が水曜日に当たるときは、その翌日を休館日とする。

(1) 水曜日

(2) 12月27日から翌年1月5日までの日

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て第1項の開館時間若しくは前項の休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第7条 交流促進センターの施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、交流促進センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、交流促進センターの施設の利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設等を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。

(3) その他管理上支障があると認められるとき。

(利用料金)

第9条 有料設備を利用する者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の利用料金の額は、10分以内200円以内の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 有料設備を利用する者が自らの責めによらない理由で有料設備を利用することができないとき。
- (2) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第11条 利用者は、施設等を許可の目的外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第12条 利用者は、交流促進センターの利用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入し利用するときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、利用者の負担において特別の設備をさせることができる。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用許可の条件を変更し、若しくは制限し、又は利用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第8条各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (5) その他指定管理者が管理上必要があると認めたとき。

(原状回復)

第14条 利用者は、交流促進センターの利用が終了したとき、若しくは第12条の規定により特別の設備をしたとき、又は前条の規定により利用を停止されたとき、若しくは利用許可が取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 利用者は、故意又は重大な過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(市長による管理)

第16条 市長は、交流促進センターの管理を行わせる指定管理者を指定する暇がないときその他やむを得ないときは、第4条の規定にかかわらず、その管理を行う。

2 前項の場合においては、第6条第3項中「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、特に必要があると認めるときは」と、第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第12条及び第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第2項中「市長の承認を得て指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 第1項の規定により、市長が交流促進センターの管理を行う場合においては、第5条及び第9条第3項の規定は適用しない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の矢板市八ヶ岳原交流促進センター設置及び管理条例（平成15年矢板市条例第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和5年3月16日条例第11号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。